

南信州広域連合及び木曽広域連合消防通信指令事務協議会規約をここに公布する。

令和6年5月30日

木曽広域連合長

原 久仁男

令和6年木曽広域連合告示第6号

南信州広域連合及び木曽広域連合消防通信指令事務協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、消防通信指令に関する事務を消防通信指令施設において共同して管理し、及び執行することにより、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、もって消防事務の高度化による消防力の強化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、南信州広域連合及び木曽広域連合消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける広域連合)

第3条 南信州広域連合及び木曽広域連合（以下「両広域連合」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第16条において「法」という。）第252条の2の2第1項の規定により協議会を設ける。

(担任する事務等)

第4条 協議会は、両広域連合の区域（消防事務を受託している区域を含む。）における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務（以下「担任事務」という。）を管理し、及び執行する。

2 担任事務を管理し、及び執行する施設並びに協議会事務所の名称は、飯田・木曽消防指令センターとし、飯田市上郷別府3338番地8に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員4人をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両広域連合の消防長の職にある者のうちから両広域連合の長が協議により定めたものをもって充てる。

2 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、両広域連合の消防職員のうちから、両広域連合の消防長が協議により定める職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第8条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の両広域連合の配分については、両広域連合の長が協議によりこれを定める。

2 両広域連合の消防長は、それぞれの消防職員のうちから、前項の規定により配分された定数の職員を選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第9条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第10条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ会議の開催の日時及び場所を会議に付議する事項とともに副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(両広域連合の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第13条 協議会が担当事務を両広域連合の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合は、協議会は、当該事務に関する南信州広域連合の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を両広域連合の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 南信州広域連合長は、担当事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ木曾広域連合長と協議しなければならない。

3 南信州広域連合長は、担当事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を木曾広域連合長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第14条 担当事務の管理及び執行に要する経費は、両広域連合が負担する。

2 前項の規定により両広域連合が負担する額は、両広域連合の長が協議により決定するものとする。

3 木曾広域連合は、前項の規定により決定した負担する額を南信州広域連合に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第15条 担当事務の用に供する財産は、両広域連合の協議により取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合は、当該管理に関する南信州広域連合の条例等を両広域連合の当該管理に関する条例等とみなして、その定めるところにより当該管理を行うものとする。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の財産の管理に関する条例等に準用する。

(その他の財務に関する事項)

第16条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、両広域連合が協議して定める。

(協議会の規程)

第18条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会は、この規約の施行の日から令和8年3月31日までの間は、第4条の担当事務の準備行為を行うものとする。

3 前項に規定する期間において、第4条第2項の規定にかかわらず、同項中「飯田・木曾消防指令センター」とあるのは、「飯田広域消防本部」と、「飯田市上郷別府3338番地8」とあるのは「飯田市東栄町3345番地」とする。